

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原 告 石 丸 ハツミ、外383名

被 告 国

### 準備書面(6)

2016年6月24日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦



弁護士 武 村 二 三 夫



弁護士 大 橋 さ ゆ り



復代理人

弁護士 谷 次 郎



## 1 はじめに

基準地震動を導き出すについて、地震の平均像を基に策定することの問題点は関西電力高浜原発差止請求に関する2015年4月14日福井地裁仮処分決定（甲41）で厳しく指摘されていることはすでに指摘した。また基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（乙52、以下審査ガイドという）でもばらつきを考慮するよう求めていることもすでに指摘した（以上原告準備書面（4）P6以下）。しかし、被告国は、この審査ガイドですら求めているばらつきの考慮を全くしていないことが被告第8準備書面の主張から判明した。

国は、安全性の観点から審査ガイドが求めているばらつきの考慮を平然と無視してきたのであり、これからも無視しようとしているのである。これは許しがたい怠慢であり、原子力発電所の安全性確保を期待する市民に対する重大な背信行為である。

## 2 審査ガイドの求める「経験式が有するばらつきの考慮」

審査ガイド3. 2. 3 (2) (乙32p3) は、「震源モデルの長さ又は面積、あるいは一回の活動による変位量と地震規模を関連付ける経験式を用いて地震規模を設定する場合」について述べる。耐震性を考える際、まず予想される基準地震動を設定し、この基準地震動に対して、施設などの安全性が確保されるかどうかを検討する。この基準地震動を設定する過程において、「震源モデルの長さ又は面積」などから「経験式を用いて地震規模を設定」するのである。審査ガイドは、「その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであるから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」としている。審査ガイドの記載とおり経験式は平均値としての地震規模を導き出すものである。しかし実際の観測データは平均値よりも大きい地震規模を示すものもあれば、平均値より小さい地震規模を示すものもある。したがって耐震性(地震に対する安全性)を考える場合には、平均値としての地震規模から基準地震動を導きだすのでは不十分であることは明らかである。平均値

よりも大きい地震規模を示す観測データについてその平均値との隔たり（ばらつき・乖離）を考慮すべき、としているのである。このばらつきを考慮せずに平均値を基に基準地震動を策定することについて、上記の福井地裁決定が厳しく批判しているのである。

### 3 被告の論理の誤り ・・・「誤差」の概念の混同

#### （1）誤差とばらつきは別のものである。

被告第8準備書面P7イ「『経験式が有するばらつき』の意味」の項目では、いきなり観測データの誤差について触れている。審査ガイドでは、この誤差については、3.3.3不確かさの考慮、において、「不確かさ」という概念を用いてその考慮について論じている。不確かさないし誤差とばらつきとは全く異なる概念である。被告はこの異なる概念を意図的に混同して議論を混乱させようとしている。審査ガイドにおいても、「経験式の有するばらつきの考慮」はその3.2.3(2)で、「不確かさの考慮」は3.3.3でというふうに全く別のところで記述されている。審査ガイドで両者は明確に区別されているのに、被告は意図的にこれを混同させてい る。

#### （2）観測データと平均値との隔たりを誤差というのは論理的に誤りである。

観測データから「震源モデルの長さ又は面積、あるいは一回の活動による変位量と地震規模」との関係式を導き出すときに、最小二乗法をもちいることは被告のい うとおりである。最小二乗法とは各観測データと関係式との隔たりを最小にするものである。被告はこの隔たりを「誤差」としている（被告第8準備書面p7以下）が なんら根拠のない誤りである。関係式とはあくまで平均値に過ぎない。平均値が平 均値である以上、各データと平均値との隔たりが生ずるのは当然である。これを誤 差とい うのであるならば、関係式から導かれる地震規模が真の値であるとい うこと が前提にならざるをえないが、関係式はあくまで平均値を導き出すに過ぎない。な お審査ガイドではこの観測データから導かれるこの関係式を経験式とい っている。

#### 4 被告の論理の破綻・・「経験式の有するばらつきの考慮」の説明ができていない

被告は、審査ガイドの「経験式が有するばらつきの考慮」は、「『経験式が有するばらつき』、すなわち、経験式とその前提とされた観測データの間の乖離の度合いを踏まえて、当該経験式を適用することの適否について十分に検討する必要がある」と主張する（被告第8準備書面P 8 ウ第1段落）。しかし、乖離の度合いをどのように踏まえ、それが経験式の適用の適否にどのようにつながるのかが全く示されていない。

被告の論理の展開をたどってみよう。上記の記述に続く第2段落では、例として、「ある地域において、経験式を用いて断層面積から地震規模を設定するに際し、当該地域の地質調査等の結果を踏まえて設定される震源断層の面積等が、当該経験式の前提となった観測データの範囲を外れるのであれば、当該経験式を適用することは基本的に相当ではないということになる。」としている。この記述自体誤りというものではないが、経験式のばらつきについてはなんら触れていない。第3段落でも同様、経験式のばらつきになんらふれていない。

被告第8準備書面P 8 ウ「『その際・・・経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある』の意味」の項目では、まさに経験式が有するばらつきを踏まえて、当該経験式を適用することの適否について検討する、と被告は主張しているのである。しかしほらつきの状況がどうであれば、それが経験式の適用にどうつながっていくのか、が全く示されていない。第1段落で結論は述べたものの、第2段落、第3段落は全く別のことについて論理が変わっていっている。被告は自らの提示した結論の根拠を全くしめしていないのである。

#### 5 被告の論理の破綻・・「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであること」の意義について触れることができないこと

審査ガイドは、「経験式が有するばらつきの考慮」の根拠として「経験式は平均

値としての地震規模を与えるものであること」をあげる。しかし被告の主張では、この根拠がどこでも触れられていない。もし被告が主張するように「経験式の有するばらつきの考慮」が「当該経験式を適用することの適否」のためになされなければ、その論理の中で当然審査ガイドが根拠としてあげる「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであること」が生かされなければならないところ、被告はこれについても全くふれることができていない。被告は、審査ガイドの求める『経験式が有するばらつきの考慮』とは全く異なる主張をしていることがこのことからも明らかである。

## 6 結論

以上みてきたように被告の主張は、審査ガイドの意義を全く捻じ曲げて恣意的な解釈を行おうとするものであり、その論理の破綻は明らかである。上述したように、審査ガイドは、関係式から導かれた平均値よりも大きい地震規模を示す観測データについてその平均値との隔たり（ばらつき・乖離）を考慮すべき、とするものである。

被告の主張は、審査ガイドが市民の安全のために求めるばらつきの考慮を捻じ曲げ、市民を危険にさらしてきたことを暴露するものであり、しかもこのことについて全く反省していない。これは、市民の安全に対する期待を裏切り、踏みにじるものとして厳しく弾劾されるべきである。

以上